

## 令和8年6月の学童クラブの利用状況及び今後の対応について

令和8年6月の学童クラブの利用状況及び今後の対応について、以下のとおり報告する。

### 1 学童クラブ利用状況及び待機児童数(令和8年6月1日現在)

#### (1) 利用状況

|            | 令和8年度  | 令和7年度  | 差   |
|------------|--------|--------|-----|
| 定員数A       | 2, 539 | 2, 545 | △6  |
| 申込数B       | 2, 423 | 2, 411 | 12  |
| 登録児童数C     | 2, 260 | 2, 301 | △41 |
| B - C      | 163    | 110    | 53  |
| 保護者の私的な理由※ | 163    | 110    | 53  |
| 待機児童数      | 0      | 0      | 0   |

※他に利用可能な学童クラブがあるが、特定の学童クラブを希望する

#### (2) 学年別待機児童数

|       | 令和8年度 | 令和7年度 | 差 |
|-------|-------|-------|---|
| 小学1年生 | 0     | 0     | 0 |
| 小学2年生 | 0     | 0     | 0 |
| 小学3年生 | 0     | 0     | 0 |
| 合計    | 0     | 0     | 0 |

### 2 今後の待機児童対策について

令和9年度の入所調整に向けて、キッズ・プラザ整備に合わせた区立学童クラブの設置、児童館の開館日時拡充等、放課後の居場所充実に関する周知広報を強化するなどの待機児童対策を進めていく。

### 3 令和9年度以降における育児休業中の学童クラブ利用について

令和7年11月に東京都から、育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、育児休業中の学童クラブ利用について、各区市町村で検討するよう通知があった。

現在区では、保護者が育児休業中である場合、復職を前提とした場合のみ学童クラブの利用を認めているが、令和9年度以降においては改めて要件等の整理を行い、利用の可否に向けて検討を行う。

【参考】特別区の利用状況及び検討状況（令和８年４月時点）  
現在の育休の取扱いについて

| 利用状況                        | 区数  | 備考             |
|-----------------------------|-----|----------------|
| 利用を認めている                    | ７区  | 指数で差を設けている区は２区 |
| 次年度の一括申請（育休復帰前提）のみ、利用を認めている | １２区 | 中野区含む          |
| 利用を認めていない                   | ４区  |                |

今後の育休の取扱いについて（利用を認めていない１６区の回答状況）

| 検討状況     | 区数  | 備考    |
|----------|-----|-------|
| 認める予定がある | ３区  |       |
| 認める予定はない | ２区  |       |
| 未定       | １１区 | 中野区含む |

#### ４ 学童クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業への対応について

令和８年度から東京都では、学童クラブ職員の人材の確保・定着及び離職防止を図るため、学童クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業（以下「借り上げ事業」という）を開始した。借り上げ事業の開始に伴い、区は、区立（公設民営）学童クラブ及び民間（民設民営）学童クラブに対して補助を行う。

##### 【補助内容】

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 対象者   | 常勤放課後児童支援員、常勤補助員             |
| 補助基準額 | １戸あたり８２，０００円/月（１支援単位あたり最大３戸） |
| 対象経費  | 職員用宿舍の借り上げに必要な経費（敷金は除く）      |
| 補助率   | 都３／４　区１／８　事業者１／８             |

#### ５ 東京都認証学童クラブ事業の新設加算項目への対応について

令和７年度から東京都では、子どもと保護者のニーズに応える多様なサービスを提供する東京都認証学童クラブ事業を開始し、区内の学童クラブにおいても認証を取得しているところである。令和８年度より補助の加算項目に「職員の資質向上・定着推進加算」が新設されたため、区は認証取得している学童クラブに対して、補助金額の加算を行う。

##### 【補助内容】

|       |                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------|
| 項目名   | 職員の資質向上・定着推進加算                                                 |
| 補助基準額 | ４００，０００円（１クラブ当たり年額）                                            |
| 対象経費  | 「虐待・事故防止」や「メンタルヘルス」に関する研修を必須とし、その他、職員の資質向上及び定着に関する研修を実施する場合の経費 |
| 補助率   | 都５／６　区１／６                                                      |